

境港市家庭用燃料電池導入促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）の導入を推進することにより、分散型のエネルギー供給構造の構築を図り、もって地球温暖化防止対策に貢献するため、住宅にエネファームを導入する者に対し、境港市家庭用燃料電池導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となるエネファーム（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 経済産業省のエネファームに関する補助制度の対象設備として指定されたもの又はこれと同等以上の性能・品質であるもので、市内の居住の用に供する家屋に設置するもの
- (2) 県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者で、その県内にある本店又は支店等）が受注及び設置工事を行うもの
- (3) 設置する前において使用に供されているもの又は供されていたものでないこと
- (4) 補助事業の完了後において、補助金の交付を受けた者がその所有権を有することとなるものであること

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 境港市内に自らが所有し、居住する家屋又は自らが居住するために新築し、若しくは購入する家屋若しくは建築物に補助対象設備を購入して設置する者
- (2) 現に居住する住宅（自らが所有しないものに限る。）に補助対象設備を購入して設置する者（当該補助対象設備を法定耐用年数にわたって設置することについて、当該住宅の所有者の承諾を得ている場合に限る。）
- (3) 補助対象設備を所有し、第三者が居住の用に供する家屋又は建築物に貸付けるリース契約、賃貸借契約、使用貸借契約（無償の使用契約）等を締結する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金の交付対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

3 補助金の交付については、補助対象設備を1台設置することにつき1回限りの交付とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象設備の設置に直接関係する工事費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、補助対象経費から国の補助金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合にあつては、その端数を切り捨てた額）とし、1件あたりの上限は12万円とする。

2 前項において、補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注は補助対象経費の対象外とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象設備に係る設置工事着手前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書又は見積書の写し
- (2) 補助対象設備の概要書
- (3) 補助対象設備の仕様等が分かるカタログ等
- (4) 補助対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (5) 補助対象設備の設置予定個所の位置図
- (6) 経済産業省の補助制度に受理されたことがわかる書類の写し
- (7) 納税課税確認書
- (8) 補助対象設備を設置する住宅の所有者が、当該設置について承諾したことを証する書面(第3条第1項第2号又は第3号に規定する補助事業に限る)
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の時期等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、原則として交付申請を受けた日から15日以内に申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第2号)を通知する。

(申請事項の変更等)

第8条 規則第8条第1項の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象設備の設置完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月16日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 補助対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (3) 第3条第1項第1号及び第2号の補助対象者の場合、補助対象者本人の住民票の写し又は補助対象者が補助対象設備を設置した建築物を所有していることを証する登記事項証明書(3ヶ月以内のもの)
- (4) 第3条第1項第3号の補助対象者については、貸付契約を締結した補助対象設備の利用者の住民票の写し(3ヶ月以内のもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、規則第11条の規定により補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第4号)を補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、補助金交付請求書(様式第5号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(取得財産等の管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の

注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、第3条第1項第3号の補助対象者については、貸付契約を締結した補助対象設備の利用者に適正な管理、運用がなされるよう指導しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他の事故により当該補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(取得財産等の処分)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の法定耐用年数の期限内において、当該補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力の要請)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について協力の要請を行うことができる。

- (1) 補助対象設備の使用状況の調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(手続代行者)

第15条 第6条に基づく補助金交付申請を行う者は、補助対象設備を販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

2 暴力団員等は、手続代行者になることはできない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。